

**【表紙】**

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <b>【提出書類】</b>              | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| <b>【提出先】</b>               | 関東財務局長   |
| <b>【提出日】</b>               | 2021年2月12日   |
| <b>【発行者（受託者）名称】</b>        | 三井住友信託銀行株式会社<br>（以下「発行会社」または「本信託受託者」といいます。）  |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>          | 取締役社長 橋本 勝   |
| <b>【本店の所在の場所】</b>          | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>           | 三井住友信託銀行株式会社 資産金融部<br>契約管理チーム長 中村 典久   |
| <b>【電話番号】</b>              | 03(3286)1111（大代表）  |
| <b>【発行者（委託者）氏名又は名称】</b>    | 該当事項はありません。  |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>          | 該当事項はありません。  |
| <b>【住所又は本店の所在の場所】</b>      | 該当事項はありません。  |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>           | 該当事項はありません。  |
| <b>【電話番号】</b>              | 該当事項はありません。  |
| <b>【届出の対象とした募集有価証券の名称】</b> | 第68回 2026年3月9日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建信託社債（責任財産限定特約付） |
| <b>【届出の対象とした募集有価証券の金額】</b> | 28億9,400万円   |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>          | 該当事項はありません。  |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

取締役会の決議に基づき委任を受けた取締役社長の権限により一任された取締役の承認に基づき、2021年1月25日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、発行価額の総額を始めとする発行条件等及びその他の未定事項が決定しました。

そのため、関連する事項を訂正するとともに、その添付書類として信託契約書、社債要項、買取引受契約証書、管理委託契約証書及び当該取締役の承認を証する確認書を提出いたします。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第2 内国信託社債券の募集（売出）要項

##### 1 新規発行社債（短期社債を除く。）

「券面総額又は振替社債の総額（円）」の欄

「発行価額の総額（円）」の欄

信託社債の概要

23 用語の定義

##### 2 社債の引受け及び社債管理の委託

（1）社債の引受け

（2）社債管理の委託

### 第二部 信託財産情報

#### 第1 信託財産の状況

##### 3 信託の仕組み

（1）信託の概要

その他

2 費用について

(2)信託報酬

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。但し、タイトルとして\_\_\_\_\_ 罫が付されている箇所を除きます。

## 第一部【証券情報】

### 第2【内国信託社債券の募集（売出）要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

「券面総額又は振替社債の総額（円）」の欄

（訂正前）

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 券面総額<br>又は振替社債の総額<br>（円） | 金10億円（予定）<br>（券面総額又は振替社債の総額は、本信託社債の需要状況を勘案した上で2021年2月12日に決定される予定です。従って、最終的な券面総額又は振替社債の総額は、上記の金額と大きく相違する可能性があります。） |
|--------------------------|---|

（訂正後）

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 券面総額<br>又は振替社債の総額<br>（円） | 金28億9,400万円 |
|--------------------------|-------------|

「発行価額の総額（円）」の欄

（訂正前）

|            |   |
|------------|---|
| 発行価額の総額(円) | 金10億円（予定）<br>（発行価額の総額は、本信託社債の需要状況を勘案した上で2021年2月12日に決定される予定です。従って、最終的な発行価額の総額は、上記の金額と大きく相違する可能性があります。） |
|------------|---|

（訂正後）

|            |             |
|------------|-------------|
| 発行価額の総額(円) | 金28億9,400万円 |
|------------|-------------|

## 信託社債の概要

## 23 用語の定義

(訂正前)

本書において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。

(中略)

「本定期預金」とは、本信託社債の発行代わり金を主たる原資として、発行会社が預入金融機関との間の本件定期預金契約に基づき預入金融機関への預入を行う定期預金をいいます。

(注)本定期預金の詳細は2021年2月12日に決定する予定です。

(後略)

(訂正後)

本書において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有します。

(中略)

「本定期預金」とは、本信託社債の発行代わり金を主たる原資として、発行会社が預入金融機関との間の本件定期預金契約に基づき預入金融機関への預入を行う定期預金をいいます。

本定期預金の詳細は以下のとおりです。

|        |   |
|--------|---|
| 預入金融機関 | 株式会社あおぞら銀行  |
| 預金金額   | 金28億9,400万円   |
| 預入日    | 2021年2月25日  |
| 満期日    | 2026年2月25日  |
| 利率     | ユーロ円3ヶ月Libor+0.150%。但し、計算<br>上年0.001%を下回った場合であっても、年<br>0.001%を下限とします。但し、参照レート<br>(ユーロ円3ヶ月Libor)は一定の場合に代<br>替参照レートに変更されることがあります。 |
| 中間利払日  | 2021年5月25日以降、毎年2月、5月、8月<br>及び11月の各25日(但し、満期日を除きま<br>す。)   |
| 利息計算期間 | 預入日(同日を含みます。)または前回の中<br>間利払日(同日を含みます。)から各中間利<br>払日(同日を含みません。)または満期日<br>(同日を含みません。)までの期間   |

(後略)

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

## (1)【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所               | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件  |
|------------|------------------|---------------|---|
| あおぞら証券株式会社 | 東京都千代田区麹町六丁目1番地1 | 1,000<br>(予定) | 1 引受人は本信託社債の全額につき買取引受を行います。<br>2 引受手数料は支払われません。 |
| 計          |                  | 1,000<br>(予定) |   |

(注1) 引受金額については、2021年2月12日に決定する予定です。

(注2) 引受人は、株式会社あおぞら銀行に、本信託社債の募集の取扱いを委託します。

(注3) 本書提出日現在、あおぞら証券株式会社は、株式会社あおぞら銀行の完全子会社です。

## (2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称         | 住所                          | 委託の条件  |
|------------------|-----------------------------|--|
| GMOあおぞらネット銀行株式会社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号 渋谷フクラス | <p>1 社債管理者は本信託社債の管理を受託します。</p> <p>2 本信託社債の社債管理委託手数料については、本信託社債発行時に<u>100,000円（予定）</u>（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）を支払い、期中においては、以下に従い、支払うこととします。</p> <p>(1)各利払期日（早期償還期日以外の償還期日である利払期日を除きます。）及び最終償還期日に、当該日に対応する利息計算期日の直前に到来した利息計算期日（同日を含みません。）から当該利息計算期日（同日を含みます。）までの期間（但し、第1回目の利払期日については、本信託社債の払込期日（同日を含みません。）から初回の利息計算期日（同日を含みます。）までの期間）の手数料として以下の金額（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）を支払います。<br/><u>75,000円（予定）</u></p> <p>(2)償還期日（早期償還期日及び最終償還期日を除きます。）に、償還期日または最終利息計算期日のうちいずれか早い方の日の直前の利息計算期日（同日を含みません。）から、当該償還期日または最終利息計算期日のうちいずれか早い方の日（同日を含みます。）までの期間の手数料として、以下の金額に当該期間の実日数を365日で除した数を乗じた日割り計算に基づき計算された金額（1円未満切捨て）（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）を支払います。<br/><u>300,000円（予定）</u></p> |

(注1) 本書提出日現在、GMOあおぞらネット銀行株式会社は、株式会社あおぞら銀行の子会社です。

(訂正後)

## (1)【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所               | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件  |
|------------|------------------|---------------|---|
| あおぞら証券株式会社 | 東京都千代田区麹町六丁目1番地1 | 2,894         | 1 引受人は本信託社債の全額につき買取引受を行います。<br>2 引受手数料は支払われません。 |
| 計          |                  | 2,894         |   |

(注1) 引受人は、株式会社あおぞら銀行に、本信託社債の募集の取扱いを委託します。

(注2) 本書提出日現在、あおぞら証券株式会社は、株式会社あおぞら銀行の完全子会社です。

(注1)の全文削除並びに(注2)及び(注3)の番号変更

## (2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称         | 住所                          | 委託の条件  |
|------------------|-----------------------------|--|
| GMOあおぞらネット銀行株式会社 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号 渋谷フクラス | <p>1 社債管理者は本信託社債の管理を受託します。</p> <p>2 本信託社債の社債管理委託手数料については、本信託社債発行時に289,400円（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）を支払い、期中においては、以下に従い、支払うこととします。</p> <p>(1)各利払期日（早期償還期日以外の償還期日である利払期日を除きます。）及び最終償還期日に、当該日に対応する利息計算期日の直前に到来した利息計算期日（同日を含みません。）から当該利息計算期日（同日を含みます。）までの期間（但し、第1回目の利払期日については、本信託社債の払込期日（同日を含みません。）から初回の利息計算期日（同日を含みます。）までの期間）の手数料として以下の金額（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）を支払います。</p> <p>217,050円</p> <p>(2)償還期日（早期償還期日及び最終償還期日を除きます。）に、償還期日または最終利息計算期日のうちいずれか早い方の日の直前の利息計算期日（同日を含みません。）から、当該償還期日または最終利息計算期日のうちいずれか早い方の日（同日を含みます。）までの期間の手数料として、以下の金額に当該期間の実日数を365日で除した数を乗じた日割り計算に基づき計算された金額（1円未満切捨て）（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）を支払います。</p> <p>868,200円</p> |

(注1) 本書提出日現在、GMOあおぞらネット銀行株式会社は、株式会社あおぞら銀行の子会社です。



## 第二部【信託財産情報】

### 第1【信託財産の状況】

#### 3【信託の仕組み】

##### (1)【信託の概要】

###### 【その他】

##### 2 費用について

##### (2) 信託報酬

(訂正前)

(前略)

本信託受託者は、上記 に定めるほか、以下に従い、期中信託報酬を、委託者に対して請求することができ、委託者がかかる請求に以下に記載されている支払日までに応じない場合には、本信託受託者は、当該日に期中信託報酬を本信託財産に属する金銭から収受します。

(i)各信託計算期日（早期償還事由が発生したことにより本信託が終了した場合の信託清算日以外の信託清算日を除きます。）、各利払期日（信託計算期日を除きます。）及び信託終了予定日に、当該日に対応する信託報酬計算期日の直前に到来した信託報酬計算期日（同日を含みません。）から当該信託報酬計算期日（同日を含みます。）までの期間（但し、第1回目の利払期日については、信託設定日（同日を含みません。）から初回の信託報酬計算期日（同日を含みません。）までの期間）の期中信託報酬として、以下の金額（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）

250,000円（予定）

(ii)信託清算日（信託終了予定日及び早期償還期日を除きます。）に、信託清算日または信託報酬最終計算期日のうちいずれか早い方の日の直前の信託報酬計算期日（同日を含みません。）から、当該信託清算日または信託報酬最終計算期日のうちいずれか早い方の日（同日を含みません。）までの期間にかかる期中信託報酬として、以下の金額に当該期間の実日数を365日で除した数を乗じた日割り計算に基づき計算された金額（1円未満切捨て）（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）

1,000,000円（予定）

(後略)

(訂正後)

(前略)

本信託受託者は、上記 に定めるほか、以下に従い、期中信託報酬を、委託者に対して請求することができ、委託者がかかる請求に以下に記載されている支払日までに応じない場合には、本信託受託者は、当該日に期中信託報酬を本信託財産に属する金銭から収受します。

(i)各信託計算期日（早期償還事由が発生したことにより本信託が終了した場合の信託清算日以外の信託清算日を除きます。）、各利払期日（信託計算期日を除きます。）及び信託終了予定日に、当該日に対応する信託報酬計算期日の直前に到来した信託報酬計算期日（同日を含みません。）から当該信託報酬計算期日（同日を含みます。）までの期間（但し、第1回目の利払期日については、信託設定日（同日を含みません。）から初回の信託報酬計算期日（同日を含みません。）までの期間）の期中信託報酬として、以下の金額（但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。）

723,500円

(ii)信託清算日（信託終了予定日及び早期償還期日を除きます。）に、信託清算日または信託報酬最終計算期日のうちいずれか早い方の日の直前の信託報酬計算期日（同日を含みません。）か

ら、当該信託清算日または信託報酬最終計算期日のうちいずれか早い方の日(同日を含みます。)までの期間にかかる期中信託報酬として、以下の金額に当該期間の実日数を365日で除した数を乗じた日割り計算に基づき計算された金額(1円未満切捨て)(但し、別途消費税及び地方消費税その他の租税相当額を加えるものとします。)

2,894,000円

(後略)